

# IASB の公表物—IFRS 第 9 号「金融商品」(減損)の概要

ASBJ 専門研究員 みやじ てつし  
宮治 哲司

## 1 はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2014 年 7 月 24 日に、金融商品の分類及び測定や減損に関する修正等が反映された IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)を公表した。これは、金融資産等の減損の認識及び測定に関する部分について IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」(以下「IAS 第 39 号」という。)を置き換えるものであり、従来のいわゆる「発生損失モデル」に代えて新たに「予想損失モデル」を採用したことが大きな特徴となっている。

本稿では、IFRS 第 9 号のうち、金融商品等の減損に関する要求事項 (以下「本基準」という。)の概要について紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

## 2 本基準の公表の経緯

IAS 第 39 号の要求事項については、理解、適用及び解釈が困難であるという批判があった。こうした批判に対応するため、IASB は 2005 年より米国財務会計基準審議会 (FASB)

と、金融商品に関する財務報告を改善し簡素化するという長期の目標に向けた作業を行ってきた。

しかし、2008 年に深刻化した金融危機により、IAS 第 39 号が発生損失モデルに基づく減損の認識を要求していることから、信用損失の認識が遅れたという批判が高まった。また、金融危機において生じた財務報告の問題点に対処するために IASB 及び FASB が組成した金融危機諮問グループ (FCAG) からは、より広範かつ将来予測的な情報 (forward-looking information) を用いた信用損失の認識の必要性が指摘されたほか、IAS 第 39 号の複雑性を解消することが提案された。

IASB は、こうしたフィードバックを踏まえ、予想信用損失を反映するより将来予測的な減損モデルの開発に向けた作業を続けてきた。こうした作業の結果、複数の公開草案や補足文書の公表を経て、本基準の公表に至っている。

## 3 本基準の概要

### (1) 目的

本基準では、減損の要求事項の目的を、個別の評価であれ集成的な評価であれ当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったすべての金

融商品について、将来予測的な情報を含めたすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して、全期間の予想信用損失を認識することであるとしている。このため、本基準では、IAS 第 39 号にあった信用損失の認識に関する閾値は廃止されているほか、信用損失を認識する上で、信用損失事象が発生済みであることは要求されていない。

## (2) 適用範囲

本基準は、次の資産を適用対象としている。

- IFRS 第 9 号に従い、償却原価で測定される金融資産（営業債権を含む）
- IFRS 第 9 号に従い、その他の包括利益（OCI）を通じて公正価値（FV-OCI）で測定される金融資産
- ローン・コミットメント及び金融保証契約のうち、IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値（FV-PL）で測定されないもの
- IAS 第 17 号「リース」（以下「IAS 第 17 号」という。）の範囲に含まれる取引から生じたリース債権
- IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）の範囲に含まれる取引から生じた契約資産

## (3) 予想信用損失の認識及び測定に関する一般的アプローチ

本基準における予想信用損失の認識及び測定に関する一般的アプローチの概要は、次頁の図 1 のフローチャートのようにまとめられる<sup>1</sup>。

## (4) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したか否かの判定

### ① 概要

本基準では、金融資産の損失評価引当金の測定について、原則として<sup>2</sup>、次のような取扱いが定められている。

- 各報告日において、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、企業は当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。
- 各報告日において、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

また、過去の報告期間において、ある金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定していたが、当報告日においてもはや信用リスクが著しく増大していないと判断される場合には、企業は、損失評価引当金を当報告日現在の 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならないとされている。

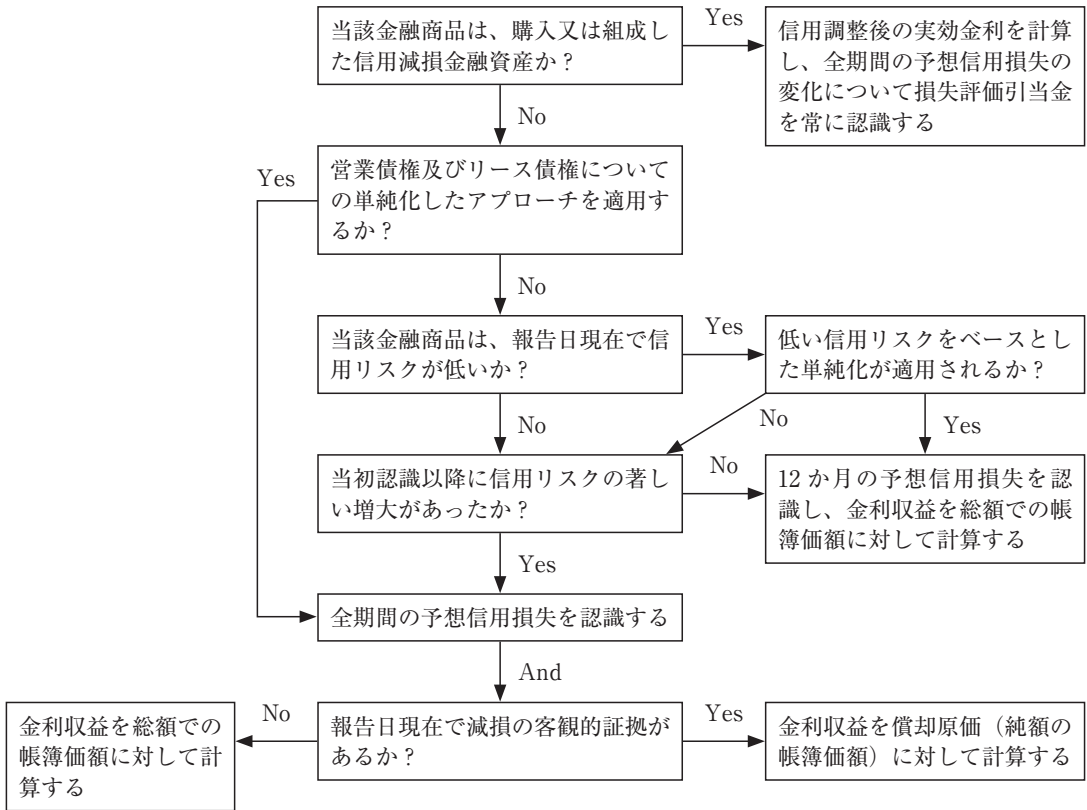
### ② 信用リスクが著しく増大したか否かの評価方法

金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かの評価は、予想信用損失額の変化ではなく、当該金融商品の残存期間にわたる債務不履行リスクの変化を用いて行わなければならない。ただし、今後 12 か月以内の債務不履行リスクの変動が残存期間にわたる債務不履行リスクの変動の合理的な近似となっている場合には、今後 12 か月間の債務不履行リスクの変動を使用することが認められている。

1 IFRS 第 9 号設例の「報告日における減損の要求事項の適用」をベースに作成している。

2 他に購入又は組成した信用減損金融資産の例外及び、営業債権、契約資産及びリース債権に関する単純化したアプローチが定められている。

図1 予想信用損失の認識及び測定に関するフローチャート



金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かを評価するにあたっては、企業は、過大なコストや労力を掛けることなく入手し得る情報のうち、金融商品の信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を使用しなければならない。なお、合理的で裏付け可能な情報は、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測を含むとともに、借手に固有の要因、一般的な経済状況、及び報告日時点における現在の状況と当該状況について予想される方向性の双方を含めなければならないとされている。

(5) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したか否かの判定に関する特別な定め

本基準では、信用リスクの著しい増大の評価に関して、次の取扱いが設けられている。

① 低い信用リスクについての推定

企業は、ある金融商品が報告日現在で「信用リスクが低い」と判断される場合には、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定することができる。ここで、「信用リスクが低い」とは、当該金融商品の債務不履行の発生リスクが低く、借手が近い将来に契約上のキャッシュ・フローの義務を履行するための高い能力を有していて、長期的な経済状況及び事業状況の不利な変化によって借手の契約上のキャッシュ・フローの義務を履

行する能力が低下する可能性があるが、必ずしもそうなるとは限らない場合をいう。

また、信用リスクが低いとみなされる可能性のある金融商品の一例として本基準では「投資適格」という外部格付が挙げられている。当該例示は、「信用リスクが低い」とみなされるために、金融商品が外部格付を有していることを要求することを意図したのではなく、金融商品の条件及び状況のすべてを勘案した上で、市場参加者の観点から「信用リスクが低い」といえるか否かについて判断されなければならないとされている。

なお、本基準では、過去の報告期間において信用リスクが低いと考えられたが、報告日現在では信用リスクが低いとは考えられないというだけでは、全期間の予想信用損失を認識することは要求されない。このような場合、企業は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを判断しなければならない。

## ② 30日超の期日経過の反証可能な推定

本基準では、契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているという反証可能な推定を設けている。当該推定は、30日超の期日経過となっている場合でも、金融商品の信用リスクに著しい増大があったことを示すものでない旨を合理的で裏付け可能な情報によって立証できる場合に限って反証可能とされている。ただし、企業は、信用リスクの著しい増大の時期及び全期間の予想信用損失の認識を、金融資産が信用減損とみなされた時点や企業内部における債務不履行の定義と整合させることはできないとされている。

## (6) 予想信用損失の測定

本基準において、「予想信用損失」は、信用損失をそれぞれの債務不履行発生リスクをもとに加算平均した金額と定義されている。また、

「信用損失」は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額を、当初の実効金利（又は、購入又は組成した信用減損金融資産については、信用調整後の実効金利）で割り引いたものと定義されている。

また、予想信用損失の見積りには、次の3つの事項を反映しなければならないとされている。

### ① 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重された金額

本基準では、たとえ信用損失が発生する確率が非常に低い場合であっても、企業は、信用損失が発生するリスク又は確率を考慮しなければならないとされている。

### ② 貨幣の時間価値

本基準では、予想信用損失は当初認識時に算定した実効金利又はその近似値を用いて報告日まで割り引かなければならないとされている。

### ③ 過大なコストや労力を掛けることなく入手し得る、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての報告日における合理的で裏付け可能な情報

本基準では、予想信用損失の見積りにあたって、情報を網羅的に探索することは必要ないとされている。ただし、企業は、過大なコスト又は労力を掛けることなく入手でき、予想信用損失の見積りに関連性のある合理的で裏付け可能なすべての情報を考慮しなければならないとされている。

なお、本基準では、予想信用損失を見積るにあたって、上記の原則と整合する限りにおいて、営業債権に係る予想信用損失の引当マトリクスを用いるなどの実務上の便法を使用することができることとされている。

## (7) 予想信用損失を見積る期間

### ① 12か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失

本基準では、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かにより損失評価引当金を12か月又は全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならないとしている。

ここで、「12か月の予想信用損失」は、全期間の予想信用損失のうち、ある金融商品について報告日後12か月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失を表す部分と定義されている。また、「全期間の予想信用損失」は、金融商品の残存期間にわたるすべての発生し得る債務不履行事象から生じる予想信用損失と定義されている。

### ② 貸出金と未使用コミットメント部分の両方を含んでいる金融商品に関する取扱い

本基準では、予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間は、企業が信用リスクに晒される最長の契約期間とされている。このため、貸出金と未使用コミットメント部分の双方を含んでいる金融商品、例えば、クレジットカードのリボルビング契約等で、企業が1日前の通知で随時に契約を解約することができる金融商品の場合には、最長の契約期間を1日として、予想信用損失の見積期間が1日となり得る。本基準では、このような契約に限って、企業は全期間の予想信用損失を見積るにあたり、企業が信用リスクに晒されている期間を対象とするとされている。

## (8) 債務不履行の定義

本基準では、金融商品の信用リスクが著しく増大したか否かを判断するにあたって、企業は当初認識時以降における「債務不履行の発生リスク」の変動を考慮しなければならないとしている。当該要求事項を適用する上で、企業は判

定の対象となる金融資産に関する内部の信用リスク管理の目的で使用される定義と整合的な債務不履行の定義を適用することとされており、適切な場合には、例えば、財務特約条項などの定性的な指標を考慮するとされている。ただし、90日超の期日経過をしている金融資産については、既に債務不履行の状態にあるという反証可能な推定が設けられている。

## (9) 営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチ

本基準では、営業債権、契約資産及びリース債権について、単純化したアプローチが定められている。すなわち、営業債権又はIFRS第15号の範囲に含まれる取引から生じた契約資産のうち、次のいずれかに該当するものについては、企業は常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を測定することとされている。

- IFRS第15号において重大な金融要素を含んでいないと判断される（又は、企業が1年以内の契約について、実務上の便法を適用する）場合
- IFRS第15号において重大な金融要素を含んでいると判断されるが、企業が会計方針として損失評価引当金を全期間の予想信用損失と等しい金額で測定することを選択している場合（当該会計方針は、こうした営業債権又は契約資産のすべてに適用しなければならないが、営業債権と契約資産について別個に適用することができる。）

また、IAS第17号の範囲に含まれる取引から生じたリース債権について、企業が会計方針において損失評価引当金を全期間の予想信用損失と等しい金額で測定することを選択している場合にも、企業は常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を測定することとされている。当該会計方針は、こうしたリース

債権のすべてに適用しなければならないが、ファイナンス・リース債権とオペレーティング・リース債権について別個に適用することができる。

#### (10) 購入又は組成した信用減損金融資産の取扱い

本基準では、「購入又は組成した信用減損金融資産 (purchased or originated credit-impaired asset)」は、購入又は組成した金融資産のうち、当初認識時に信用減損しているものと定義されている。また、「信用減損金融資産」は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える 1 つ又は複数の事象が発生している金融資産をいうとされている。

本基準では、購入又は組成した信用減損金融資産について、報告日において、全期間の予想信用損失に関する当初認識時以降の変動累計額のみを損失評価引当金として認識するとともに、各報告日における全期間の予想信用損失の変動額を減損利得又は減損損失として純損益に認識しなければならないとされている。

#### (11) 条件変更した金融資産の取扱い

本基準では、金融資産に関する契約上のキャッシュ・フローが再交渉又は条件変更されていて、かつ、金融資産の認識の中止が行われなかった場合には、企業は、当該金融商品の信用リスクの著しい増大があったかどうかを、次の両者を比較することによって評価しなければならないとされている。

- ① 条件変更後の契約条件に基づく、報告日における債務不履行発生リスク
  - ② 当初の条件変更前の契約条件に基づく、当初認識時における債務不履行発生リスク
- これに対し、契約上のキャッシュ・フローの再交渉又は条件変更が既存の金融資産の認識の中止を生じさせる場合には、条件変更後の資産は、本基準の目的上、「新たな」金融商品とみ

なされるため、条件変更後の金融資産に減損の要求事項を適用する際には、条件変更の日を当該金融資産の当初認識日として扱わなければならない。

#### (12) 金利収益の認識及び表示

本基準では、金利収益は、原則として、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定した上で、純損益及びその他の包括利益計算書に独立の表示科目として表示することとされている。ただし、購入又は組成した信用減損金融資産については、企業は当初認識時から金融資産の償却原価に信用調整後の実効金利を適用して金利収益を算定するとされている。

また、購入又は組成した信用減損金融資産ではないが、その後に信用減損金融資産となった金融資産については、企業はその後の報告期間において金融資産の償却原価（損失評価引当金控除後）に実効金利を適用して金利収益を算定するとされている。なお、購入又は組成後に「信用減損金融資産」になったか否かを判定するにあたっては、原則として、IAS 第 39 号における「減損の客観的な証拠」で示されていた例示と同様の事項を考慮することとされている。

なお、「一般的アプローチにおける予想信用損失の認識」と、「金利収益の認識」の関係は、次頁の図 2 のようにまとめられる。

#### (13) 減損損失及び損失評価引当金の認識及び表示

本基準は、報告日において予想信用損失に関する損失評価引当金を財政状態計算書に認識するとともに、予想信用損失（又は、戻入れ）を純損益に認識することを要求している。

また、FV-OCI で測定される金融資産に係る損失評価引当金は、OCI に認識しなければならないが、財政状態計算書における当該金融資産の

図2 予想信用損失の認識と金利収益の認識の関係

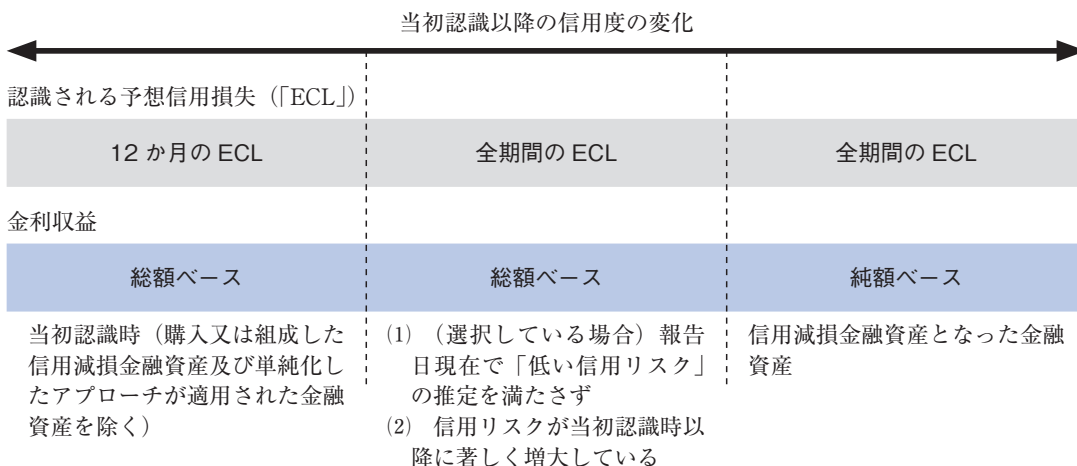


図3 FV-OCI に分類された金融資産に対する減損損失の会計処理

(単位: CU)

	借方	貸方
減損損失 (純損益)	30	
その他の包括利益	20	
金融資産 (FV-OCI)		50

帳簿価額を減額してはならないとされている。例えば、ある報告日に FV-OCI に分類された低い信用リスクの仮定を満たす負債性金融商品について、市場金利の上昇により公正価値が CU 50<sup>3</sup> 下落しており、かつ、12 か月の予想信用損失に等しい金額が CU 30 であった場合には、図3のようにその他の包括利益を相手勘定として会計処理される。

減損損失 (減損損失の戻入及び減損利得を含む) も金利収益と同様に、純損益及び包括利益計算書に独立の表示科目として表示する。

#### (14) 信用リスクに関する開示

本基準の公表により IFRS 第7号「金融商品: 開示」(以下「IFRS 第7号」という。)も改訂され、予想信用損失に関連する開示が追加的に要求されている。当該開示の目的は、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する信用リスクの影響を財務諸表の利用者が理解可能とすることである。このため、IFRS 第7号では、本基準に関連して、次のような定量的及び定性的情報の開示が要求されている。

- 企業の信用リスク管理実務、及び当該信用リスク管理実務がどのように予想信用損失の認識及び測定に関連しているかに関する情報 (予想信用損失の測定において利用される手法、仮定及び情報を含む)
- 財務諸表利用者が予想信用損失から生じる財務諸表上の金額を評価することを可能にするような定量的及び定性的な情報 (予想信用損失の額の変動及びそれらの変動の理由を含む)
- 企業の信用リスクのエクスポージャー (企業

3 貨幣金額を「通貨単位 (CU)」で表示している。

の金融資産及び信用供与のコミットメントに固有の信用リスク)に関する情報(重要な信用リスクの集中を含む)

#### (15) 適用時期等

##### ① 適用日

本基準は、金融商品の分類及び測定に関する改正と併せて、2018年1月1日以後開始する事業年度より適用することとされている。なお、本基準を早期適用することは認められているが、早期適用を行う場合、当該事実について開示するとともに、IFRS第9号のすべての要求事項を同時に適用することが要求されている。

##### ② 移行措置

本基準の適用にあたっては、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することが要求されている。また、適用開始日において、金融商品が当初認識された時点における信用リスクを決定し、当該信用リスクを本基準の適用開始時における信用リスクと比較するにあたって、企業は、過大なコストや労力を掛けることなく入手し得る合理的で裏付け可能な情報を使用することとされて

いる。ただし、信用リスクに著しい増大があったか否かを判断するにあたって、企業は、「低い信用リスクについての推定」、及び「30日超の期日経過の反証可能な推定」を適用することができる」とされている。

また、本基準の適用にあたって、当初認識時以降に信用リスクの著しい増大があったか否かの判定に過大なコスト又は労力が必要となる場合には、企業は、当該金融商品の認識の中止が行われるまで、損失評価引当金を各報告日現在の全期間の予想信用損失に等しい金額で認識しなければならないとされている(ただし、報告日現在において当該金融商品の信用リスクが低い場合には、損失評価引当金は12か月の予想信用損失に等しい金額で認識される)。

## 4 今後の予定

IASBは、2014年8月に本基準への移行を支援するための移行リソースグループ(transition resource group)についてその概要を公表している。